

第1号通所事業重要事項説明書

〈令和8年4月1日 現在〉

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 043-424-5152 (午前9時～午後5時まで)

担当 山形裕 藤田有美

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 セイワ若松デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	セイワ若松デイサービスセンター
所在地	千葉市若葉区若松町792-1
介護保険指定番号	第1号通所事業(千葉県指定 No.1270400227)
サービスを提供する対象地域	千葉市・四街道市にお住まいの方

(2) 同センターの職員体制

施設内掲示のとおり

(3) 同施設の設備の概要

定員	月～土 35名 日 25名	静養室	1室 6床
食堂兼機能訓練室	1室118.6㎡	談話室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7台

(4) 営業時間

月～日	午前8時00分～午後5時30分
-----	-----------------

※12/30～1/3は休業

(5) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2. なし		

3 サービス内容

①運動器機能向上サービス

②栄養改善サービス

③口腔機能向上サービス

以上からサービスを選択して頂きます。

その他、必要に応じて食事、入浴、排泄等の介助を行います。

4 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

1. 第1号通所事業による料金

- ①基本料金 別紙、料金表の通り
- ②その他の加算 (ご利用された場合)
別紙、料金表の通り

※ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日お住まいの市の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

2. 介護保険給付対象外サービスの料金

- ①食費 (材料費・調理費)、レクリエーション材料費
別紙、料金表の通り
- ②その他の料金 (ご利用された場合)
行事参加費、紙パンツ代等は別途料金がかかります。

(2) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、一週間以内にお支払い下さい。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座自動引落、銀行振込、現金支払いの3通りの中からご契約の際に選んでいただきます。

5 サービスの利用方法

居宅介護支援事業者の作成した「介護予防サービス・支援計画」(ケアプラン)に基づき、当センターの「第1号通所事業計画」の内容をご確認・ご契約いただき、利用開始となります。

6 セイワ若松デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の個人としての尊厳性への尊重と可能性の開発、生きがいの持てる健全で安らかな生活が保障されるよう、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを、全職員の共通認識とし、「第1号通所事業計画」に基づき、機能訓練及び、必要な援助を懇切丁寧に行うことを旨とし、信義誠実もってサービス提供することを運営方針とする。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡
- ・体調確認
- ・体調不良等によるサービスの中止
- ・食事のキャンセル
- ・時間変更
- ・設備、器具の利用

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名
	連絡先
ご家族	氏名
	連絡先

8 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 災害時に備え、夜間宿直員の配置及び防災訓練・防災設備の点検も定期的
的に実施しており、緊急時の職員の連絡・地域住民の協力等に対応する
態勢を備えている。
- ・ 防災設備 消火器・屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知器・非常放送・非
常通報設備・防排煙設備・避難器具・誘導灯・自家発電設備・非常扉・非
常口・防災倉庫等
- ・ 防災訓練 年4回以上全職員を対象とした防災訓練を実施します。
- ・ 防火責任者 長谷部健二

9 サービス内容に関する相談・苦情

センターご利用者相談・苦情担当

担当 長谷部健二

電話番号 043-424-5211

10 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清 和 園
代表者役職・氏名	理事長 清水 一人
本部所在地	千葉県若葉区若松町792-1
電話番号	043-424-0808

定款の目的に定めた事業	1	養護老人ホーム
	2	特別養護老人ホーム
	3	老人短期入所事業
	4	老人デイサービス事業
	5	老人訪問介護事業
	6	老人介護支援センター
	7	老人居宅介護支援事業
	8	地域包括支援センター
	9	ケアハウス
	10	特定施設入所者生活介護
	11	生活支援ハウス
	12	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	13	介護予防支援事業
	14	障害福祉サービス事業
	15	その他これに付随する業務

施設・拠点等	養護老人ホーム	1ヶ所
	特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
	特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
	短期入所生活介護施設	6ヶ所
	通所介護	5ヶ所
	認知症対応型通所介護	1ヶ所
	居宅支援事業所	4ヶ所
	ケアハウス	1ヶ所
	地域包括支援センター	2ヶ所
	特定施設入所者生活介護	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
	生活支援ハウス	1ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	障害者グループホーム	1ヶ所
	日中一時支援	1ヶ所
共生型生活介護	2ヶ所	

令和 年 月 日

第1号通所事業の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉市若葉区若松町792-1

名称 社会福祉法人 清和園
セイワ若松デイサービスセンター 印

説明者 氏名 印

私は契約書及び本書面により、事業者から第1号通所事業について重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印